

民事執行法改正

弁護士 下岸 弘典



弁護士
下岸 弘典
(しもぎし・ひろのり)

〈出身大学〉
京都大学法学部
京都大学法科大学院

〈経歴〉
2019年12月
最高裁判所司法研修所修了
(72期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(大阪事務所)

はじめに

近年議論がなされていた民事執行法の改正案が、令和元年5月10日に可決成立し、令和2年4月1日から施行されました。今回の改正の主なポイントは、①債務者財産の開示制度の実効性の向上、②不動産競売における暴力団員の買受け防止の方策、③国内の子の引き渡しの強制執行に関する規律の明確化、④国際的な子の返還の強制執行に関する規律の見直し、⑤債権執行事件の終了をめぐる規律の見直し、⑥差押禁止債権をめぐる規律の見直しの6点です。

今回の改正は、事業に関する分野から生活に関する分野まで幅広く影響が生じるものと考えられています。その中でも、特にあらゆる方々からの関心が高いと思われる①と⑥の改正内容を取り上げてご説明致します。

第1 債務者財産の開示制度改正

1 改正の背景について

金銭債権について債権者が強制執行の申立てをするためには、差押えの対象となる財産を特定しなければなりません。ただし、債権者が債務者の財産に関する情報を十分に得ているというケースはそう多くないでしょう。その場合、債権者は権利実現を図ることが困難であるという問題が生じます。

この観点から、平成15年には、債務者の財産に関する情報を取得する手続として「財産開示手続」が導入されました。債権者が、裁判所に申立てをし、裁判期日に債務者を出頭させ、自己の財産に関する陳述をさせるという手続です。しかし、この制度は、利用範囲が限られ、実効性が必ずしも十分でないことから、その利用実績が低調でした。

そこで、本改正によって、債務者財産の情報取得の実効性の向上のため、①現行の財産開示手続の見直しを行うとともに、②第三者から情報取得をする手続が新たに設立されました。

2 現行の財産開示制度の見直し

(1) 申立権者の範囲の拡大

現行法では、財産開示の申立権者が、確定判決を有する債権者等に限定されており、債務名義を有する者全てが財産開示手続の申立権者ではありませんでした。

そこで、本改正は申立権者の範囲を拡大し、例えば仮執行宣言付判決を得た者や、公正証書により金銭の支払を取り決めた者等、債権者が債務名義の種類を問わず、申立てをすることが可能となりました。

(2) 手続違背に対する罰則の見直し

現行法では、正当理由のない財産開示期日の不出頭や虚偽供述に対する罰則について30万円以下の過料が科せられるとのみ定められていました。

これに対し、改正法においては、期日の不出頭等に対し、6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する刑事罰が導入され、手続の実効性強化が図られました。

3 第三者から情報取得をする手続の新設

(1) 不動産に関する情報取得手続について

この制度は、債権者の申立てに基づき、裁判所が、登記所に対し、債務者が所有権の登記名義人である不動産について情報提供を命ずるという制度です。

従前、登記は、不動産ごとに登記記録が作成されるため、いわゆる名寄せによる不動産情報の取得ができませんでしたが、今回の改正でそれが可能となります。

ただし、債務者のプライバシー権への配慮から、先述の財産開示手続を先行して行う必要があるとされており、申立期限も、財産開示手続の期日から3年以内に行わなければならないとされています。

この手続きによって、裁判所は、登記所から、債務者が所有権の登記名義人である土地等の存否及びその土地等が存在するときは、その土地を特定するに足る事項に関する情報の提供を受けることとなります。

(2) 給与債権に関する情報取得手続について

この制度は、債権者の申立てに基づき、裁判所が、市町村、日本年金機構等に対し、債務者の給与債権についての情報の提供を命ずるという制度です。

給与債権に関する情報が集積される機関から、情報提供をしてもらうことで、債務者の給与債権情報の取得が可能となります。

この点、給与債権の差押えは債務者の生活を圧迫するおそれが高いため、不動産に関する情報の取得手続と異なり、養育費

等の債権や生命・身体への侵害による損害賠償請求権を有する債権者のみが申立て可能とされています。

この手続きによって、裁判所は、市町村等から給与等の支払をする者の存否及びその者が存在するときは、その者の氏名又は名称及び住所の提供を受けることとなります。

(3) 預貯金債権に関する情報取得手続について

この制度は、債権者の申立てに基づき、裁判所が、金融機関に対し、債務者の預貯金債権や上場株式、国債等について情報を取得するという制度です。

この点、預金債権は引き出すのが容易であり、債務者が財産隠蔽するおそれが高いことから、この手続は、先述の二つの手続と異なり、財産開示手続の前置が不要とされています。

この手続きによって、裁判所は、銀行から、預貯金債権の存否及びその預金債権が存在するときは、その預貯金債権を取り扱う店舗並びにその預貯金債権の種類、口座番号及び額に関する情報の提供を受けることとなります。

なお、従来、預貯金債権の情報取得は、弁護士法照会制度(23条照会)が利用されていましたが、本手続によって情報取得をする方が、費用が安くなることから、今後は、23条照会から本手続に移行するものと考えられます。

4 第三者の情報提供の方法

情報提供を求められた第三者は、執行裁判所に対し、書面によって情報提供をすとされています。

そして、執行裁判所は、申立人に対し、第三者から送られてきた書面の写しを送付した上で、債務者に対しても、情報が提供された旨を通知すると定められています。

この点、債権者が強制執行の申立てをする前に、債務者によって財産が隠匿されるということがないように、裁判所は、債権者に対する情報提供から1ヶ月程期間を空けた後に、債務者に対しその旨を通知するという運用を行うと考えられています。

5 今後の展望

現行法では、債務者財産の内容が調査によって判明せず、債権者が泣き寝入りしなければならないような事案でも、本改正によって強化された財産開示制度を利用することによって、債務者からの債権回収が可能となるということが生ずると予想されます。

また、改正法の法文のみでは不明確な点も、今後の実務における運用や判例の蓄積によって、明らかにされていくことが期待されます。

第2 差押禁止債権をめぐる規律の見直しについて

1 改正の背景について

民事執行法において、債務者は、自己の有する債権(例えば、会社に対する給与債権)に対して差押命令が発せられた場合であっても、裁判所に対して、これでは生活が困窮するとして、差押命令の取消し(差押禁止債権の範囲拡張)を求めることができるという制度が置かれています。

ただし、この制度は、①債務者がこの制度の存在を十分に認識していない、②債務者の申立てまでの準備期間が不足している等の理由により、あまりこれまで活用されてきませんでした。

そこで、この制度の利用を促進させるべく、主に2点の改正がなされました。

2 手続きの教示

まず、債務者によるこの制度の認知を高めることを目的として、裁判所書記官が、債務者に対し、差押命令を送達する時に際し、差押禁止債権について範囲変更の申立てを教示することが義務づけられました。

具体的には、差押命令を郵送する封筒に、範囲変更の申立てについての内容・手続を記載した書面を同封することによって教示がなされると考えられます。

3 取立権の発生時期の変更

次に、従来では、債務者に対する差押命令がなされてから、債務者の有する給料債権や退職金債権の取立権が発生するのは、1週間後であるとされていました。

しかし、これでは、差押命令がされてから範囲変更の申立てをするまでの準備期間が不十分であるとして、本改正によって、原則、1週間から4週間に延長されました。

この期間延長によって、債務者としては、範囲変更の申立てをする十分な準備期間が与えられるようになると考えられます。

4 今後の展望

差押禁止債権の範囲拡張の制度の認知度が高まり、また、手続的にも、十分な準備期間が確保されれば、債務者による申立ての件数が増加することとなり、ひいては、裁判所が範囲拡張を認容する件数も増加することが予測されます。

この点、どのような場合に範囲拡張が認められるかについては、現段階ではサンプルが少なく、今後蓄積されていくであろう裁判例の傾向を分析していく必要があると考えられます。